

令和2年度 郡上市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年4月1日制定

1 方針の目的

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るためこの方針を策定する。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての行政組織が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等

- ア、就労移行支援事業所
- イ、就労継続支援事業所（A型、B型）
- ウ、生活介護事業所
- エ、障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）
- オ、地域活動支援センター

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- ア、障害者雇用促進法の特例子会社
- イ、重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障がい者の雇用者数が5人以上
- ②障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ア、在宅就業障がい者（在宅において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ、在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

調達対象となる物品等は、分野を限定することなく障害者就労施設等が供給可能な物品等とする。

(1) 物品

- ・食品類（クッキー、パン、お弁当など）
- ・生活雑貨等（トイレトペーパー、石鹸、缶バッジなど）

(2) 役務

- ・回収分別作業
- ・清掃作業
- ・軽作業（袋詰、折り込みなど）

5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和2年度に本市が達成すべき優先調達の目標は、以下のとおりとする。

優先調達の目標額 1,700,000円

6 調達の推進方法

- (1) 本市では、障害者就労施設等から提供可能な物品等及び適用部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに適用部署に優先調達推進員を選任し障害者就労施設等が提供できる物品等の理解を深め調達を依頼する。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては事務消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部署において十分に検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、市ホームページ等により公表する。

8 その他の事項

- (1) 物品等の調達のほか、市の施設又は各種イベント等において、障害者就労施設等の物品販売機会の確保に努める。
- (2) 障害者就労施設等の物品等の受注機会を拡大するため、市内事業所、関係団体等への周知に努める。
- (3) 調達方針に関する担当課は、健康福祉部社会福祉課とする。